

# 大阪・関西万博啓発及び淀川区魅力発信動画制作業務委託

## 公募型プロポーザル仕様書（案）

### 1 業務目的

2025年4月13日に開幕する大阪・関西万博において、区民を含む多くの来場者に向けて、大阪・関西万博の情報を発信すると同時に、淀川区の魅力を動画によりアピールすることを目的とします。日本国内のみならず、世界各地からの来阪が見込まれることから、将来的に世界有数の広域交通ターミナルとして発展が見込まれる淀川区の認知度向上を図り、来訪意欲を高めることを目的とします。

### 2 実施期間 契約締結日から令和7年2月14日（金）

### 3 コンセプト

大阪・関西万博とのつながりを交えながら淀川区が持つ魅力を発信し、閲覧者がSNSで拡散したいと思えるような構成にすることで、国内外へのアピールにつなげます。

### 4 業務内容

受託者は、制作目的及びコンセプト等を十分に理解・網羅し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

#### （1）企画・構成

プロポーザルでの提案内容をもとに、淀川区と協議を行い、内容を決定する。  
決定した内容をもとに、動画の構成を作成する。

#### （2）動画制作

企画構成に基づき、動画制作を行う。  
なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担

#### （3）編集

制作した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、淀川区による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。  
動画の要件については次のとおりとする。

- ① 再生時間は1分～2分程度、本数は2本。1本目は大阪・関西万博と淀川区のつながりを主とし、2本目は万博来場者への淀川区の魅力アピールを主とする。
- ② YouTubeやXなどSNSでの視聴を想定すること。
- ③ 日本語字幕や英語字幕を入れるなど、国内外での視聴を想定すること。

#### （4）成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ① 動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン(1920×1080)映像とする。
- ② 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

ア. DVD ディスク・・・5枚 ※盤面印刷を含む

(1枚はマスターとし、コピーガードは設けないこと)

イ. 配信用データ・・・MP4形式でUSBメモリで納品すること

- ③ データ媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

## 5 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

## 6 その他特記事項

- (1) 事業の実施にあたり必要な情報の提供については、その都度協議し、必要と認められるときには、委託者から受託者に提供する。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業に関する個人情報の取扱にあたっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施工等に関する条例」および「同規則」に基づき適正に行わなければならない。
- (3) 淀川区役所及び関係機関は、事業内容や経費について必要に応じて事務所等に立ち入り検査するとともに、ヒアリングを実施する場合がある。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務担当（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。

## 再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。